

# 公益社団法人全日本トラック協会 令和8年度インターンシップ導入促進支援事業 実施要領

## (事業の趣旨)

第1条 公益社団法人全日本トラック協会（以下「全ト協」という）は、学生による就業体験（以下「インターンシップ」という）の受入れを実施する公益社団法人福岡県トラック協会（以下「福ト協」という）の会員事業者に対して助成金を交付し、業界における若年者の人材確保対策の促進を図る。

## (助成対象)

第2条 中小企業者<sup>(注)</sup>で福ト協の会員事業者が、全ト協の開設したインターンシップ登録サイトに必要事項を登録した後、令和8年4月1日から令和9年2月末日までの期間に、高等学校以上の教育機関からの依頼によりインターンシップを受入れた場合で、次の全ての要件に適合するものに助成する。

- (1) インターンシップ受入期間が3日間以上であり、かつ、1日あたりの実施時間が6時間以上であること。
- (2) トラック運送事業の理解を深めることを目的としたインターンシッププログラムであり、次の内容を含むものであること。
  - ①点呼や日常点検等、安全運行に向けた取組みの見学等
  - ②乗務体験(学校側からの要請又は社内規定により乗務体験を含まない場合を除く)
- (3) インターンシッププログラムの総実施時間の半分以上が、次のいずれかの内容に関するものであること。
  - ①点呼、日常点検、業務日報作成等運行前後のドライバー業務
  - ②乗務体験
  - ③荷積み作業、荷卸し作業
  - ④配車、運行管理
  - ⑤事務作業(総務、経理等)
  - ⑥オリエンテーション(会社概要説明、社長講話等)

(注) 中小企業者とは、中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項第1号に掲げる中小企業者(資本金3億円以下又は従業員数300人以下)であるものとする。

## (助成額)

第3条 助成額は、受入人数にかかわらず、1事業者につき次の通りで、助成申請回数は1回限りとする。

- (1) インターンシップ受入期間 3 日間 9 万円
- (2) インターンシップ受入期間 4 日間 1 1 万円
- (3) インターンシップ受入期間 5 日間以上 1 3 万円

(助成金の交付請求)

第 4 条 助成金の交付を受けようとするときは、令和 9 年 2 月末日までに次の申請書類を福ト協に提出しなければならない。

- (1) インターンシップ導入促進支援事業実績報告書【様式 1】
- (2) インターンシップ受入れ実施結果報告書【様式 1 の 2】

(助成金の交付)

第 5 条 福ト協は申請書類を受理した場合、全ト協に実績報告書を提出し、全ト協の審査を経て交付された助成金を当該事業者に交付する。

(助成金の返還)

第 6 条 助成金の交付を受けた事業者は、次の各号のいずれかに該当するとき、全ト協の請求に基づき助成金の全額もしくは一部を返還しなければならない。

- (1) 本実施要領その他全ト協が定める事項に違反したとき。
- (2) 虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき。

2 前項の規定により返還を命じられた事業者については、原則として、当分の間、全ト協が行うすべての助成事業に係る申請受付又は交付決定を行わないものとする。

(附則)

本実施要領は、全ト協が定める「インターンシップ導入促進支援事業助成金交付要綱」に基づき、福ト協が定め、令和 8 年 4 月 1 日より適用する。